議案第56号

財産の無償貸付けについて

財産(旧天理市立福住幼稚園園舎等)を下記のとおり無償貸付けするため、 地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第6号の規定により、議会の 議決を求める。

平成28年6月10日提出

天理市長 並 河 健

記

1 無償貸付けする財産

所 在 地 天理市福住町3902番地 他18筆

建物及び土地 旧天理市立福住幼稚園園舎、外部倉庫、ボンベ室、

運動場及びアスレチック場

建物構造 旧天理市立福住幼稚園園舎(鉄骨造1階建て)、外

部倉庫及びボンベ室(補強コンクリートブロック造

1 階建て)

敷 地 面 積 3,696㎡

2 無償貸付けの相手方 天理市南六条町元柳生方29番3

特定非営利活動法人 誠優会

理事長 堀 内 誠

3 無償貸付けの理由

平成24年3月に閉園した本財産について、遊休施設の有効活用を図るため、公共施設としての役割及び機能を保持し、障害者福祉事業を展開しながら、雇用の創出、地域における多世代交流等地域住民の福祉の向上を目的として、維持管理に係る費用の負担を条件に当該財産の無償貸付けを行うものである。

4 貸付期間

平成28年10月1日から平成48年3月31日まで